

## 懲戒処分書

氏名 高橋 弘

登録番号 3601

事務所 東京都新宿区高田馬場一丁目33番6号

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無 有

処分の内容及び理由の要旨

## 主 文

平成29年12月20日から業務禁止に処する。

## 処分の事実及び理由

### 第1 処分の事実

司法書士高橋弘（以下「被処分者」という。）は、遺言執行者として依頼者の相続財産を管理している口座（〇〇銀行〇〇支店、普通預金、口座番号〇〇、名義人高橋弘）から、依頼者の同意を得ることなく、平成25年12月2日、38円から自己の利息を除いた金額を自己のカードローンの返済金として、また、同月12日、2000万840円を第三者への貸付金として、それぞれ流用したものである。

### 第2 処分の理由

- 1 第1の事実は、当局及び東京司法書士会の調査等から明らかである。
- 2 第1は、東京司法書士会会則（以下「会則」という。）第105条の2（預り金の取扱い）、東京司法書士会会員の預り金の取扱いに関する規則第3条（保管方法）に違反する。
- 3 以上の被処分者の各行為等は、会則第94条（品位の保持等）、会則第113条（会則等の遵守義務）及び司法書士法（以下「法」という。）第23条（会則の遵守義務）に違反し、ひいては法第2条（職責）にも違反するものであることに加えて、被処分者は、平成21年11月25日から業務外犯罪のため業務停止3か月及び平成28年12月15日から事件放置等のため業務停止4か月の懲戒処分を受けており、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行い、国民の権利の保全に資するべき責務を有する司法書士としての自覚を欠き、国民の司法書士に対する社会的信用を失墜させるものであり、その責任は極めて重い。

よって、法第47条第3号の規定により、主文のとおり処分する。

平成29年12月18日

東京法務局長